

副 本

平成 25 年（ワ）第 38 号，同第 94 号，同第 175 号，直送済
平成 26 年（ワ）第 14 号，同第 165 号，同第 166 号 原状回復等請求事件
原 告 中島 孝 外
被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外 1 名

被告東京電力準備書面（28）
(本件原発の状況)

平成 29 年 1 月 20 日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

本準備書面においては、本件原発（福島第一原子力発電所）の状況を明らかにし、
本件原発が原告らの生命・身体・財産に対して客観的・具体的な危険を及ぼす状況
がないことを明らかにする。

1 本件原発の状況について

原子力災害対策本部は、平成23年12月16日、本件原発の原子炉は「冷温停止状態」に達し、不測の事態が発生した場合も敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持することができるようになったため、安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったと公表している（丙C12）。

その後、本件原発1～4号機の廃止措置に向けて、中長期のロードマップに従い、4号機からの使用済み燃料及び燃料の取出しを完了するとともに、1～3号機の燃料取出しのためのがれき撤去等の準備作業を行っている。また、本件事故で溶けた燃料を冷やした水と地下水が混ざって生ずる汚染水に対する対策も講じられている（丙B65の1～3頁）。

本件原発の原子炉内への注水は継続されており、平成26年8月から11月においても原子炉圧力容器底部温度及び格納容器気相部温度は45度以下で推移しており、格納容器内圧力や格納容器放射性物質濃度等のパラメータについても有意な変動はなく、冷却状態の異常や臨界等の兆候は確認されていない（同4頁）。

また、平成24年以降における本件原発1号機ないし4号機原子炉建屋から新たに放出された放射性物質による本件原発の敷地境界上の被ばく線量は年間0.03ミリシーベルトにとどまっている（日本における平均の自然放射線による年間被ばく線量は約2.1ミリシーベルトであり、その約70分の1に相当する。同2頁、4頁）。

さらに、平成26年10月から11月にかけての本件原発敷地境界での空間放射線量は、1.220～4.173マイクロシーベルト／時となっており、本件事故時に比して大きく低減している（同4頁）。

このように、本件原発は冷温停止状態を維持しているものである（同2頁）。

その上で、平成29年1月10日時点での本件原発敷地境界での空間放射線量は、上記よりさらに低下し、0.565～2.021マイクロシーベル

ト／時となっており（丙B66），年間20ミリシーベルトの線量水準を大きく下回るに至っている。

2 本件原発からの汚染水の状況について

被告東京電力が平成25年7月22日に公表した，汚染された地下水が港湾内に流出した件について，経済産業省資源エネルギー庁は，同年9月3日，「放射性物質濃度の大きな変動は港湾内（0.3 k m²）のプラント付近に限られており，港湾の境界付近ではほぼ検出限界値未満レベル（高くても数ベクレル／リットル）であることが多く，沖合での測定結果にも有意な変動は見られないなど，港湾外において影響はほとんど見られていない。」との見解を公表している（丙B67）。さらに，平成27年10月には，地下水をせき止めるための海側遮水壁が完成し，万が一汚染水の漏えい事故が生じた場合でも，海洋に流出するリスクを大幅に低減できるようになっている（丙B68）。また，被告東京電力が平成25年8月19日に公表した汚染水貯留タンク周辺に設置されている堰の排水弁から水が堰外に出ていることを確認したことについては，経済産業省資源エネルギー庁は，同年9月3日，「海につながる側溝の大部分は汚染されておらず，側溝を通じて汚染水が海へ流出した可能性は現時点では低いと考えられる。」との見解を公表していることに加え（丙B67），原子力規制委員会も，平成26年12月10日，「当委員会は，海洋モニタリングの結果，土壤に含まれているストロンチウムの測定結果等から，健康及び環境への影響を懸念すべき海洋汚染はなかつたものと評価する」との見解を公表している（丙B69）。

その後，平成25年11月17日から25日にかけて行った海水モニタリングにおいては，シルトフェンス外側の港湾内における全ての測定地点において放射性物質濃度が世界保健機関（WHO）の飲料水ガイドラインの基準値を下回っており，湾口外の港湾口東北側（沖合1キロメートル），北防波堤北側（沖合0.5キロメートル），港湾口東側（沖合1キロメートル），

港湾口南東側（沖合 1 キロメートル），南防波堤南側（沖合 0.5 キロメートル）の全ての地点で検出限界値を下回っている（丙B65の9～10頁）。

その上で、平成29年1月15日時点における本件原発の港湾における放射性物質濃度についても、ほとんどが検出限界値以下となっており、検出されているものも法令の限度値を大きく下回っているという現状にある（丙B70）。

3 まとめ

以上のとおりであり、本件原発によって、原告らの生命、身体、財産に客観的かつ具体的な危険が及ぶという状況には全くない。

以上